

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

介護保険料が変わります

高齢者の保健・福祉・介護などの施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、平成27年度を初年度とする3か年計画「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

役場健康福祉課
☎47-5021

第6期計画がスタート

介護保険制度は老後の安心を支える仕組みとして平成12年度にスタートし、15年目を迎えています。

3年ごとに事業計画を見直すことになっている介護保険制度。町では平成27年3月、第6期となる「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しました(以下、第6期計画)。計画期間は平成27年4月から平成30年3月までです。

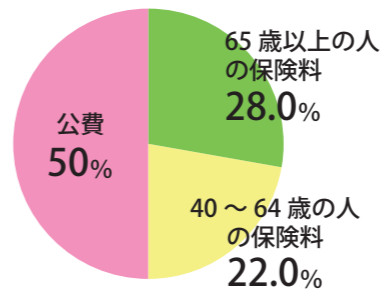
な地域福祉の推進④健康増進と介護予防の重視の4つです。これらを軸にした目標を掲げ、施策を推進していきます。

介護給付費の負担割合

介護保険制度は3年間を一つの計画期間とし、その間に必要な保険給付費を見込みながら、その費用を賄うための介護保険料を設定します。

介護保険制度の運用は費用負担割合が法律で定められていて、国・県・町による公費負担が50%、65歳以上の人(第1号被保険者)が28%、40~64歳の人(第2号被保険者)が22%と、40歳以上の国民で支える仕組みになっています。

■町の介護給付費の財源内訳



65歳以上の人の保険料

今回、第6期計画の3年間に必要な介護保険料の算定を行った結果、次のとおりとなりました。
基準額月額 5,400円
(※左ページの表1参照)

介護を受けずに元気で暮らすために

介護認定を受けていない65歳以上の人

脳を刺激して、物忘れを予防 脳力アップ教室

期日 6月2日④から10月27日④で9月22日を除く毎週火曜日
時間 午後1時30分～3時30分の間の30分程度
会場 保健センター
内容 読み書きや簡単な計算、交流会などを行う
定員 30人(先着順)
申込方法 電話で申し込む
申込開始 5月15日④午前9時
申込・問合せ先 町地域包括支援センター☎80-9300

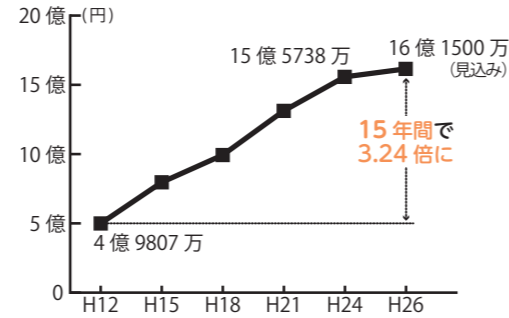
【教室サポーターも同時募集】

教室の運営をサポートしていただけるボランティアを募集します。
定員 7人(先着順)
※未経験者でも参加していただけるように、事前研修会(5月26日④予定)があります。
申込方法 電話で申し込む
申込・問合せ先 町地域包括支援センター☎80-9300

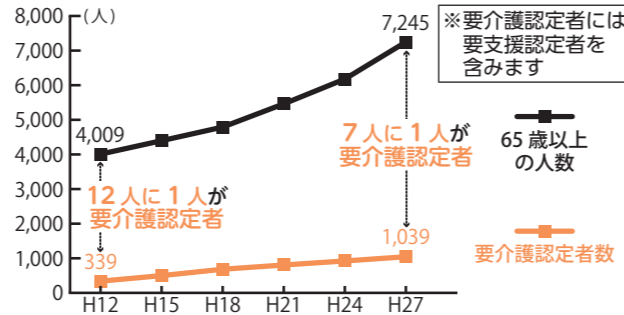
仲間との和で、ますます元気 ますます元気教室

期日 6月11日④から平成28年3月までの各月2～3回(申込者には年間予定表を配布します)
時間 午前10時～11時30分
会場 保健センター
内容 軽運動、認知症予防、口腔ケア、調理実習などを1年を通して行う
定員 30人(先着順)
申込方法 電話で申し込む
申込開始 5月15日④
申込・問合せ先 保健センター☎88-5533

■町の介護保険給付費(年額)の推移



■町の65歳以上の人数と要介護認定者数の推移



介護が必要にならないように

第6期計画は、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を見据え、中長期的な視野で策定しました。介護の必要となることを予防する取り組みや、介護が必要になっても安心して地域で生活を続けていくことができるような体制の充実を図っていきます。

介護の問題は誰にでも起こり得ることで、介護保険は社会全体で負担を分かち合う、支えあいの制度です。どのような状態にあっても、誰もが自分らしく生き生きとした生活を送れるように町全体で取り組んでいきます。



健やかで、安心して暮らし続けられるまちを目指して

表1 ■第1号被保険者の保険料(月額)

所得段階	所得などの条件	割合	保険料
1	生活保護を受給している人 老齢福祉年金を受給している人で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.50	2,700円
2	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.75	4,050円
3	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.75	4,050円
4	本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下でかつ世帯に町民税課税者がいる人	基準額 × 0.90	4,860円
5	本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え、かつ世帯に町民税課税者がいる人	(基準額) 1.00	5,400円
6	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	6,480円
7	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.30	7,020円
8	本人が町民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 × 1.50	8,100円
9	本人が町民税課税で合計所得金額が290万円以上の人	基準額 × 1.70	9,180円

表2 ■低所得者負担割合の軽減

低所得者(第1～3段階)には、保険料の軽減を公費で行います。変更時期と割合は以下のとおりです。

第一弾として市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い人が対象		消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施	
平成27年4月から		平成29年4月から	
第1段階	現行0.50 → 0.45	第1段階	0.45 → 0.30
		第2段階	現行0.75 → 0.50
		第3段階	現行0.75 → 0.70

